

砺波市告示第51号

悪臭防止法に基づく規制地域の指定等について

悪臭防止法(昭和46年法律第91号。以下「法」という。)第3条の規定による悪臭の規制地域並びに法第4条第1項第1号の規定による特定悪臭物質の事業場の敷地の境界線の地表における規制基準、同項第2号の規定による特定悪臭物質の気体排出施設の排出口における規制基準及び同項第3号の規定による排出水に含まれる特定悪臭物質の事業場の敷地外における規制基準を次のとおり定め、平成24年4月1日から施行する。

なお、関係詳細図面は、砺波市役所において一般の縦覧に供する。

平成24年3月30日

砺波市長 上田 信雅

1 規制地域

砺波市の区域のうち、平成24年4月1日において都市計画法(昭和43年法律第100号)第2章の規定による都市計画に定められている同法第8条第1項第1号に掲げる第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域

2 規制基準

(1) 事業場の敷地の境界線の地表における規制基準

特定悪臭物質の種類	規制基準	
	工業専用地域	その他の用途地域
アンモニア	2ppm	1ppm
メチルメルカプタン	0.004ppm	0.002ppm
硫化水素	0.06ppm	0.02ppm
硫化メチル	0.05ppm	0.01ppm
二硫化メチル	0.03ppm	0.009ppm
トリメチルアミン	0.02ppm	0.005ppm
アセトアルデヒド	0.1ppm	0.05ppm
プロピオンアルデヒド	0.1ppm	0.05ppm
ノルマルブチルアルデヒド	0.03ppm	0.009ppm
イソブチルアルデヒド	0.07ppm	0.02ppm
ノルマルバレールアルデヒド	0.02ppm	0.009ppm

イソバレルアルデヒド	0.006ppm	0.003ppm
イソブタノール	4ppm	0.9ppm
酢酸エチル	7ppm	3ppm
メチルイソブチルケトン	3ppm	1ppm
トルエン	30ppm	10ppm
スチレン	0.8ppm	0.4ppm
キシレン	2ppm	1ppm
プロピオン酸	0.07ppm	0.03ppm
ノルマル酪酸	0.002ppm	0.001ppm
ノルマル吉草酸	0.002ppm	0.0009ppm
イソ吉草酸	0.004ppm	0.001ppm
備考 この表に掲げる工業専用地域とは、規制地域のうち都市計画法第8条第1項第1号に掲げる工業専用地域をいい、その他の用途地域とは規制地域のうち工業専用地域以外の区域をいう。		

(2) 気体排出施設の排出口における規制基準

ア 次の式により算出した特定悪臭物質(メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。以下同じ。)の流量とする。

$$q = 0.108 \times He^2 \cdot Cm$$

この式において、 q 、 He 及び Cm は、それぞれ次の値を表わすものとする。

q 流量(単位温度零度、圧力1気圧の状態に換算した立方メートル毎時)

He イに規定する方法により補正された排出口の高さ(単位メートル)

Cm 前号に規定する特定悪臭物質の値(単位100万分率)

イに規定する方法により補正された排出口の高さが5メートル未満となる場合については、この式は、適用しないものとする。

イ 排出口の高さの補正は、次の算式により行なうものとする。

$$He = Ho + 0.65(Hm + Ht)$$

$$Hm = ((0.795\sqrt{Q \cdot V}) / (1 + (2.58/V)))$$

$$Ht = 2.01 + 10^{-3} \cdot Q \cdot (T - 288) \cdot (2.30 \log J + (1/J) - 1)$$

$$J = (1/\sqrt{Q \cdot V}) (1460 - 296 \times (V/(T - 288))) + 1$$

これらの式において、 He 、 Ho 、 Q 、 V 及び T は、それぞれ次の値を表わすものとする。

He 補正された排出口の高さ(単位メートル)

Ho 排出口の実高さ(単位メートル)

Q 温度15度における排出ガスの流量(単位立方メートル毎秒)

V 排出ガスの排出速度(単位メートル毎秒)

T 排出ガスの温度(単位絶対温度)

- (3) 排水に含まれる特定悪臭物質の事業場の敷地外における規制基準
 次の式により算出した特定悪臭物質(アンモニア、トリメチルアミン、アセトアルデヒド、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルパレルアルデヒド、イソパレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、スチレン、キシレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。以下同じ。)の排水中の濃度とする。ただし、メチルメルカプタンについては、算出した排水中の濃度の値が1リットルにつき0.002ミリグラム未満の場合に係る排水中の濃度の許容限度は、当分の間、1リットルにつき0.002ミリグラムとする。

$$C_{Lm} = k \times C_m$$

この式において、 C_{Lm} 、 k 及び C_m は、それぞれ次の値を表すものとする。

C_{Lm} 排水中の濃度(単位 1リットルにつきミリグラム)

k 別表の左欄に掲げる特定悪臭物質の種類及び同表の中欄に掲げる当該事業場から敷地外に排出される排水の量ごとに同表の右欄に掲げる値(単位 1リットルにつきミリグラム)

C_m 第1号に規定する特定悪臭物質の値(単位 100万分率)

別表

特定悪臭物質の種類	当該事業場から敷地外に排出される排水の量	値
メチルメルカプタン	0.001立方メートル毎秒以下の場合	16
	0.001立方メートル毎秒を超え、0.1立方メートル毎秒以下の場合	3.4
	0.1立方メートル毎秒を超える場合	0.71
硫化水素	0.001立方メートル毎秒以下の場合	5.6
	0.001立方メートル毎秒を超え、0.1立方メートル毎秒以下の場合	1.2
	0.1立方メートル毎秒を超える場合	0.26
硫化メチル	0.001立方メートル毎秒以下の場合	32
	0.001立方メートル毎秒を超え、0.1立方メートル毎秒以下の場合	6.9
	0.1立方メートル毎秒を超える場合	1.4
二硫化メチル	0.001立方メートル毎秒以下の場合	63
	0.001立方メートル毎秒を超え、0.1立方メートル毎秒以下の場合	14
	0.1立方メートル毎秒を超える場合	2.9